

尖閣諸島上陸調査活動及び気象・海象観測拠点、灯台、無線中継施設、船溜まり等の整備を求める意見書

尖閣諸島は歴史上も国際法上も紛れもない日本固有の領土であり、石垣市字登野城尖閣 2390～2394 の地籍の当市行政区域である事から我が国の主権を明確にするために施政権を示す事を行わなければならない。

尖閣諸島は先人から受け継いできた大切な財産であり、未来永劫、後世に責任を持って受け継ぐため、魚釣島等の主要な島々の自然環境、生態系、文化財等の調査を行うことは喫緊の課題である。

また、尖閣諸島周辺海域で安全・安心して漁労が出来るように気象・海象観測拠点、灯台、無線中継施設、船溜まりの整備等に向けた現地調査が必要である。

そのためには、尖閣諸島を行政区として預かる石垣市議会議員が尖閣諸島の現状を確認するために上陸し、適切な施策を講じることが必要不可欠である。

よって当市議会は、尖閣諸島に上陸し、視察・調査することに政府が支援することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 18 日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、外務大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）、海上保安庁長官、水産庁長官